

次第 6 その他

(2) 都市計画マスタープランの改定及び
立地適正化計画の策定について

目 次

策定の背景	p.1
位置付け	p.2
都市計画マスタープランとは	p.3
立地適正化計画とは	p.5
計画策定の全体の流れ	p.6
検討体制	p.7
都市計画審議会のスケジュール (案)	p.8

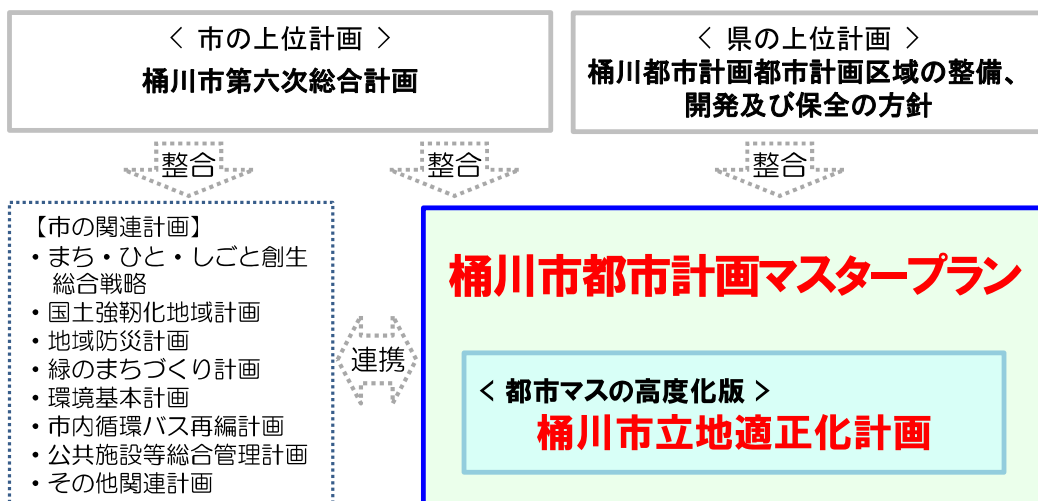
策定の背景

- 「桶川市第六次総合計画」が令和5年3月に策定され、現行の「桶川市都市計画マスタープラン」が令和7年に目標年次を迎える。
- このため、現行計画の進捗状況を検証するとともに、上位計画等に即した、市の都市計画に関する基本的な方針である「桶川市都市計画マスタープラン」を改定する。
- また、人口減少や少子高齢化の社会情勢の変化や防災の観点などを踏まえ、将来に渡り持続可能なまちづくりの実現に向け、住宅及び都市施設等の適正な立地の誘導を図り、集約型都市構造を形成するための具体的な方針を示す「桶川市立地適正化計画」を新たに策定する。

1

位置付け

上位計画である 桶川市第六次総合計画、及び県が定める桶川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、各分野の関連計画との連携・整合を図りつつ策定します。



2

都市計画マスタープランとは

- 「都市計画法第18条の2」に基づいて、市町村が定めることとされている計画
- **中長期的な視点に立ち、目指すべき都市の将来像、都市計画に係る市町村の基本的な方向性を示した計画**

都市計画マスタープランで
定めた方針に基づいて

土地利用のルールの見直しや、道路等の都市施設の整備などについて、国や県と協議のうえ都市計画や事業計画の決定・変更を行います。



図：みんなで進めるまちづくりの話(国土交通省) 3

現行都市計画マスタープランの構成

[第Ⅰ章 将来都市像]

- 基本理念 「**みんなが主役の生活環境・交流拠点都市・桶川**」
- 将来都市像：都市のつくり方、目指す都市の質、将来都市構造

[第Ⅱ章 全体構想]

- ・土地利用
- ・市街地整備
- ・交通体系整備
- ・河川およびその他の施設の整備
- ・緑豊かな都市整備
- ・景観形成
- ・都市防災

[第Ⅲ章 地域別構想]

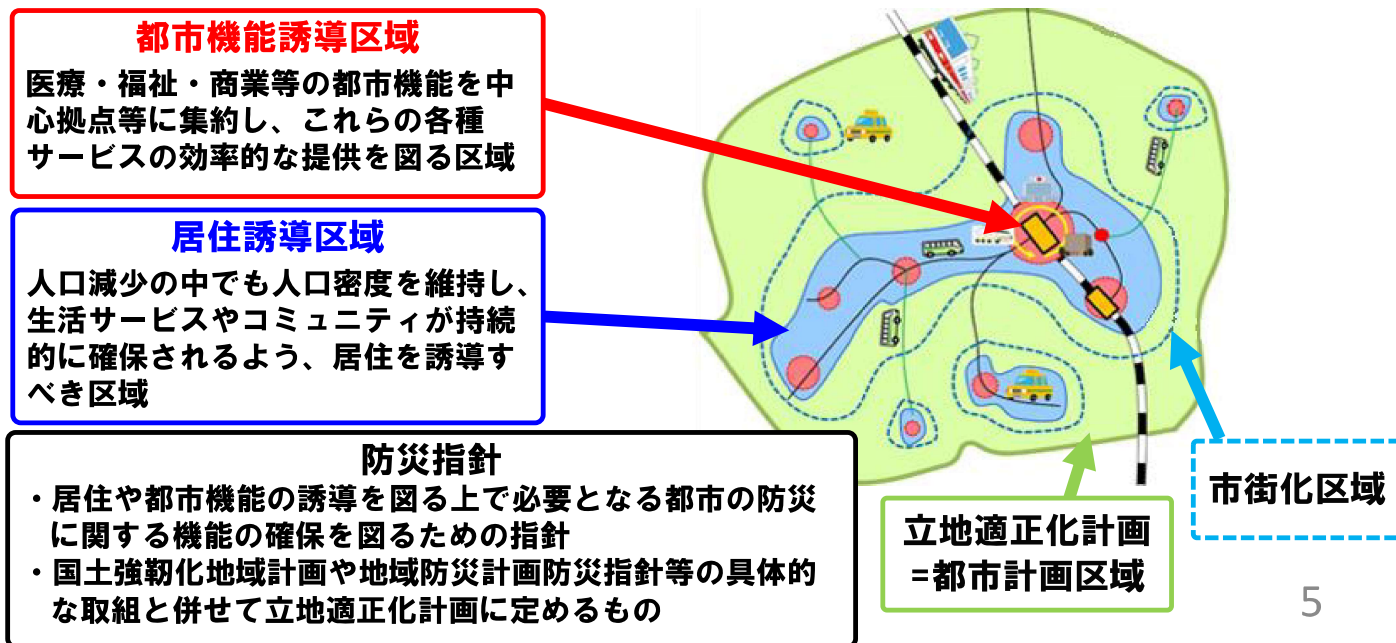
- ・川田谷地域
- ・桶川西地域
- ・桶川東地域
- ・加納地域

[第Ⅳ章 計画の推進]

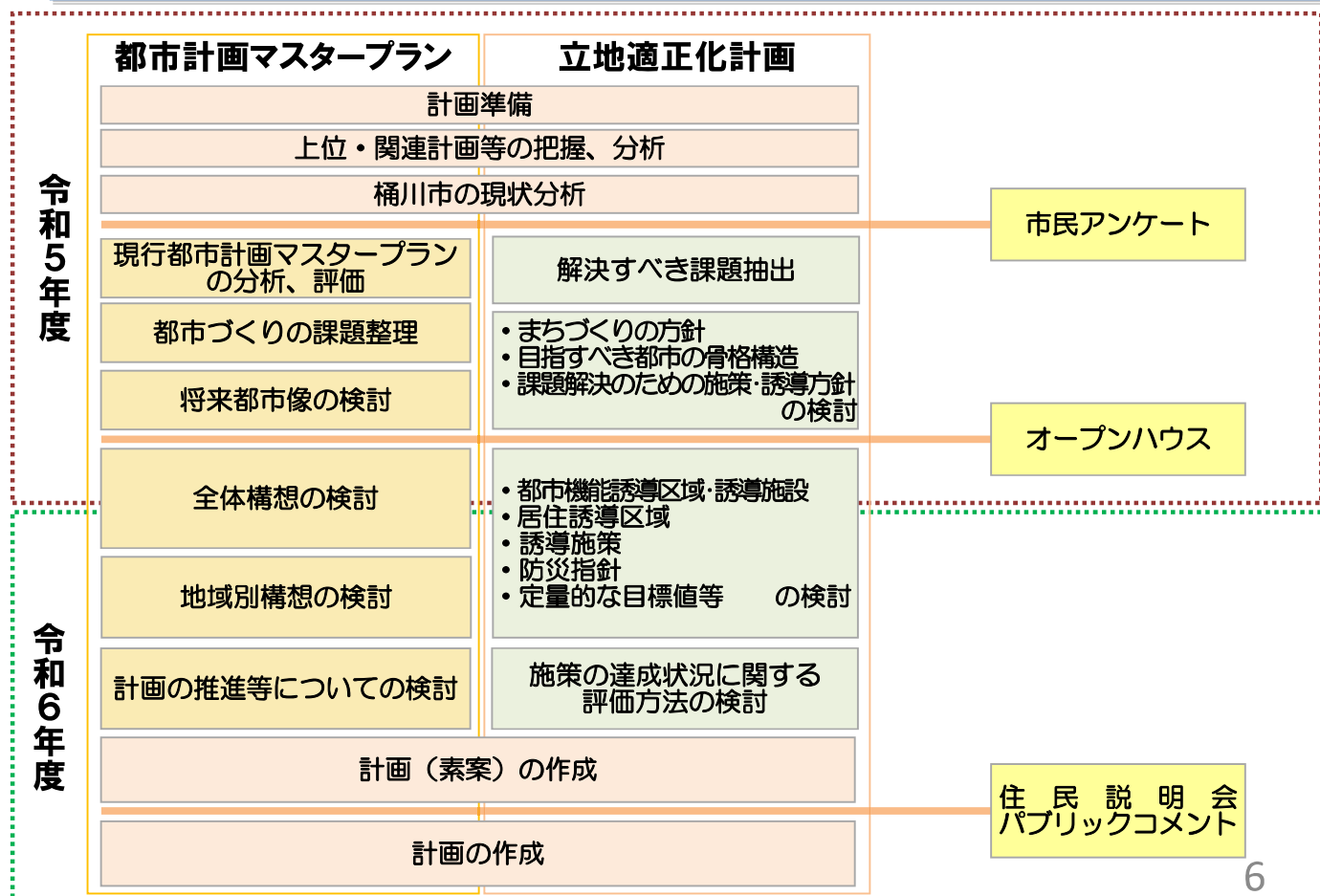
- 計画推進の手順：五つの早期着手事項、計画推進の流れ
- 計画推進のしくみ：主体の形成、情報の共有、資財の確保、計画の進行管理

立地適正化計画とは

- 「都市再生特別措置法第81条」に基づいて、市町村が作成する計画
- **持続可能な都市構造**への再構築を目指し、人口減少社会に対応した**コンパクトシティ**を実現するための計画

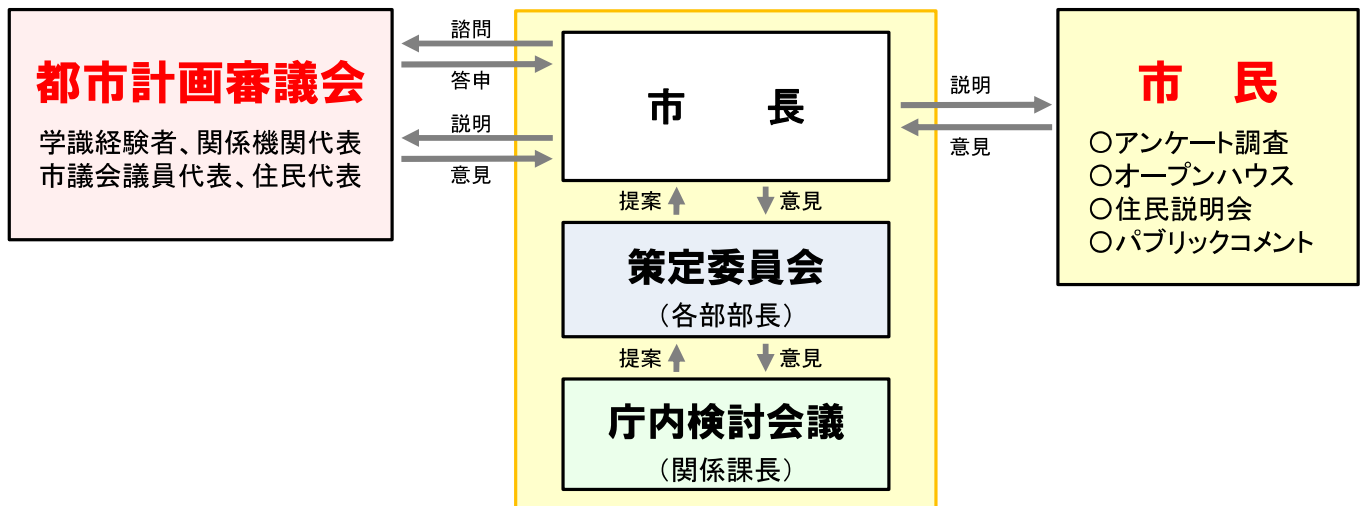


計画策定の全体の流れ



検討体制

- 計画策定にあたり「策定委員会（各部部长）」と「庁内検討会議（関係課長）」を組織して検討します。
- 学識経験者、市議会議員、関係行政機関や住民等で組織する「**桶川市都市計画審議会**」に、各段階で意見を伺い、諮問を行います。



7

都市計画審議会のスケジュール（案）

開催予定時期		内容		都市計画マスタープラン	立地適正化計画
		都市計画マスタープラン	立地適正化計画	都市計画マスタープラン	立地適正化計画
令和5年度	第1回	令和5年 6月23日		・計画の概要の説明	★本日
	第2回	令和5年 11～12月		・現行マスタープランの 分析、評価の報告 ・都市づくりの課題の整理 ・市民アンケートの結果報告 等	・解決すべき課題の整理 ・市民アンケートの結果報告 等
令和6年度	第3回	令和6年 7～8月	意見聴取	・将来都市像の検討 ・全体構想（構成）の検討 等	・都市機能誘導区域の検討 ・居住誘導区域の検討 ・誘導施設の検討 等
	第4回	令和6年 12月	意見聴取	・全体構想の検討 ・地域別構想の検討 ・計画（素案）の内容確認 等	・誘導施策の検討 ・防災指針の検討 ・目標値の検討 ・計画（素案）の内容確認 等
	第5回	令和7年 3月	諮問・答申		・住民説明会での意見の報告 ・パブリックコメントでの意見の報告 ・計画（案）の内容確認

8